

移動支援事業利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）とこころねヘルパーステーション（以下、「事業者」といいます）は、利用者が事業者の提供する移動支援サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（目的）

この契約は、利用者がその有する能力及び適正に応じて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る）できるよう移動の支援を適切に行うことを定めます。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は利用者の移動支援事業支給決定の支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者にたいして、契約終了の申出がなく、かつ、利用者が引き続き支給決定を受けた場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（移動支援計画書及び契約支給量）

- 1 事業者は、利用者の受給者証に記載された移動支援の支給量、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて移動支援計画書を作成します。利用者が居宅介護サービスを利用している場合は、居宅介護計画書に合わせて記載します。
- 2 この計画を作成又は変更した場合は、利用者及びその家族に対してその内容を説明します。
- 3 事業者は、同条1項の移動支援計画書に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。

第4条（サービスの内容）

事業者は、その指揮命令のもとにサービス従事者を利用者の居宅等に訪問させ、移動支援計画書に沿って、移動支援サービスを提供します。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供に関する次の記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。
 - ① 移動支援計画（または居宅介護計画）
 - ② 提供したサービスに係る記録
- 2 利用者は、当該利用者に関する前項のサービス実施記録の閲覧および複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、第4条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を支払います。
- 2 前項の利用者負担額は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月20日までに支払います。
- 3 利用者は、居宅においてサービス事業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話および買い物等の費用を負担します。

第7条（事業者の具体的義務）

- 1 安全配慮義務
事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配

慮します。

2 説明義務

事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3 守秘義務

事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示しません。

4 身体拘束の禁止

事業者及びサービス従事者は、利用者または他の利用者等の生命または身体等を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して 1 週間の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の急変、入院などやむをえない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむをえない事情がある場合、利用者に対して 1 ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます
 - ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者もしくはサービス従事者が第7条に定める義務に違反した場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者もしくはその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 事業者は、利用者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 利用者が正当な理由なく利用者が負担すべきサービス料金を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払わない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が施設等に入所した場合
 - ② 利用者が移動支援を受ける必要がなくなったと認められ、市町村が移動支援支給決定を取り消した場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第9条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、該当事故の発生について利用者または利用者の家族などに重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第10条（苦情対応）

- 1 事業者は、苦情対応の窓口を設置しその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てまたは相談があった場合には、迅速に対応します。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して苦情がある場合は、重要事項説明書に記載されている窓口に出すことができます。
- 3 事業者は、利用者が苦情の申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱をすることはありません。

第 11 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および事業者双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

上記の契約締結を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

上記の通り、移動支援サービス契約を締結します。

なお、締結に際し別紙重要事項説明書の説明を受け、その内容に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

利用者 氏名 _____ 印

代理人 住所

代理人 氏名 _____ 印

本人との関係

代理理由

事業者 住所 広島市安芸区矢野西三丁目 16 番 10 号

事業者名 株式会社オフィス心絆

代表者氏名 代表取締役 山崎 晴敏 印

移動支援契約の締結にあたり、別紙重要事項説明書により重要事項を説明いたしました。

所在地 広島市中区江波南三丁目 12 番 8 号コーポ原田 201 号

事業所名 こころねヘルパーステーション

説明者 山崎真澄 印